

令和6年11月25日

保 護 者 様

大阪市立本庄中学校
校長 近藤 正宏

防寒着の着用について

初霜の候、皆様方にはますますご健勝のこととお喜び申しあげます。また、平素は、本校教育活動の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、朝夕の冷え込みも厳しくなり、いよいよ冬到来となっていました。

つきましては、下記の通り防寒着の着用期間を設けますので、ご連絡いたします。ご家庭におかれましても、お子さまの体調に合わせて服装の調節をしていただきますようお願いいたします。

また、平素ご指導いただいております登校時の身だしなみにつきましても今後もご協力の程をよろしくお願い申しあげます。

(場合により、服装指導でご家庭にご連絡させていただく事もありますが、ご理解の程をよろしくお願い致します。)

記

1.防寒着・防寒具 着用可能期間 12月2日（月）～3月末日

2.着用について 詳細については、裏面「防寒着等の着用について」をご参照ください

3.その他 ご質問やご相談がある場合は、担任までお願いいたします。

防寒着等の着用について

○着用期間

- ・12月1日～3月末日まで

○認められる防寒着・防寒具

- ・学校指定のウインドブレーカー、マフラー、ネックウォーマー、手袋、セーター(1、2年のみ)

○着用についてのルール

- ・マフラー、ネックウォーマー、手袋の着用は登下校時のみ
※正門で着脱し、校内では着用しない
- ・ウインドブレーカーは体調に合わせて校内での着用も認める
※体調不良時においては、健康管理のため3年生は長袖体操服の着用を授業担当者の了承を得たうえで認める
- ・下着、防寒用として着用するインナーウェアなどは標準服の外に出したり、襟もと、袖口からはみ出さない
　　ようとする
　　※女子のインナーウェアの丸首が襟もとから見える程度は認める。(なるべく見えないように工夫すること)
- ・インナーウェアの色は、白、黒、紺、茶、灰色とする
- ・男子はズボンの下にパッチ、体操服の長ズボンの着用を認める
- ・女子はストッキングをはく場合、ベージュで無地のものとする